

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年1月21日
豊田市長 太田 稔彦

市町村名 (市町村コード)	豊田市 (23211)
地域名 (地域内農業集落名)	小原地区 (大平上、大平下、寺平、荷掛、大洞、乙ケ林、三ツ久保、沢田、西萩平、千洗、喜佐平、上仁木、東市野々、北篠平、小、川見、柏雑、前洞、大ケ蔵連、田代、北、永太郎、倉野、西丹波、平岩、岩下、苺萱、宮代、松名、遊屋、市場、大草、大坂、鍛冶屋敷、李、川下、百月、築平、日面、平畑、樽俣、西細田、下仁木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・自作者の高齢化が進んでおり、担い手への集積・集約化、新規就農者の受入れが必要。
米一辺倒ではなく、ブルーベリー、オリーブ、キウイフルーツ、椿ミツマタ等、新たな作物の導入が必要。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・米の品質の向上を図るため、良好な施肥、適切な農薬使用など栽培日誌の作成を義務付ける事により、一定の基準の中で安心安全な米作りをし、ブランド力を高める。
・養鶏卵、自然薯、ブルーベリー、キウイフルーツ、オリーブ、地域の特産物として生産拡大を図る。
・地域内の耕作放棄地の再生を進めるとともに、耕作放棄地の未然防止を図る。
・集落単位による持続可能な営農体制を検討し、中心となる担い手への農地集積と耕作放棄地の防止を図る。
・新規就農者の促進をはかるためには、新規就農で経営が安定するまでに多くの時間を要するので早期の就農支援が必要である。
・観光資源と連携した、農産物の直売所を充実させ、生産から販売までの6次産業化を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	388.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	149.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域を基本とし、農用地の利用状況や支援制度の活用状況等を踏まえて設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
今後も農地の利用集積による経営規模の拡大を促進する。また、農地利用最適化推進委員を中心に作業効率向上を目的としてエリア調整を図り、集団化を推進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※

農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約を推進するため、中心経営体が地区全体で十分ではないので、各集落で新規就農を促進するとともに、新たな中心経営体を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針※ 基盤整備事業への取り組みについては現時点ではなし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ 県・市及びJAと連携し新規就農者の情報収集を行い、担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 水稻苗の育苗や粃の乾燥調製等について、担い手の意向により農業協同組合を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策※	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他	/	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、カモシカの被害防止対策を継続して取り組んでいく。